

## 【判例研究】

# 相続財産の代償物および代償請求権 を遺産分割の対象とすることの可否

(大阪地方裁判所昭和58年4月25日判決・家庭裁判月報36巻  
8号126頁, 判例時報1099号89頁, 判例タイムズ501号178頁)

石川 恒 夫

## 【事 実】

Aは、目録1ないし3の不動産および同25ないし27の農地を所有し、また目録4ないし6, 同7ないし19および同22ないし24の農地についてそれぞれB, C, Dに農地賃貸借権を有していた。

昭和32年9月28日Aの死亡により、これらの財産は、XおよびYが相続した。

ところで、Yは、Xに無断で目録1および3の不動産をYの単独名義に所有権移転登記ならびに所有権保存登記をなした。また、目録25ないし27の農地をY名義に所有権移転登記をなしたうえ、これを第三者に売却し、200万円を受領した。さらに、Yは、BおよびCとの農地賃貸借契約をXに無断で合意解約し、Bからは離作補償として目録5-1および5-2の土地を譲り受け、Cからは離作補償料として279万円を受領した。またYは、目録7ないし19の土地をDから譲り受け、Y名義に所有権移転登記をなし、そのうち同9, 11ないし15および17ないし19の土地とE所有の目録20および21の土地とを交換し、Y名義に所有権移転登記をなした。さらに、目録7, 8, 10, 16, 20および21の土地でもって、YのF農協に対する債務の代物弁済として、F農協名義に所有権移転登記をなした。これらの土地は、F農協によって12,730万円で処分され、Yは、その清算金8,751,214円を受領した。

なお、Xは、後の遺産分割調停事件の調停期日において、YのBおよびCとの農地賃貸借契約の無断解約につき、Yに対し、これを追認する

意思表示をした。

Xは、Yに対して、訴を提起し、主位的請求として、① 目録1ないし3、5-1および5-2の各不動産が、② 目録7、8、10、16、20および21の土地のうえに存した賃借権に代わる5,092万円(処分価額の40パーセントが賃借権価額と認められるとして)の代償請求権が、③ 目録22ないし24の農地のうえに存した賃借権に代わるYに対する279万円の代償請求権が、④ 目録25ないし27の土地に代わるYに対する200万円の代償請求権が、それぞれAの相続財産に属することの確認を求め、予備的請求として、②につき、Yが目録各土地を代物弁済に供してXをして同土地に対する賃借権の持分取得を不可能にさせたことによる不法行為による損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権に基づき、5,092万円の半額2,546万円の支払い、③につき、XのYに対する不当利得返還請求権に基づき、279万円の半額1,395,000円の支払い、④につき、XのYに対する不法行為による損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権に基づき、200万円の半額100万円の支払い、およびそれぞれの金額に対する支払済みにいたる年5分の金員の支払いを求めた。

裁判所は、①につき、目録1、2、5-1および5-2の各不動産がAの相続財産であることを確認し、②、③および④につき16,850,500円および同金額に対する支払済みにいたる年5分の金員の支払いを命じ、その余の請求を棄却した。

### 【判決理由】

#### 代償財産について

遺産分割前の共同相続財産の法的性格をいわゆる合有であると解すれば、代償財産も当然に相続財産に含まれると解することになるが、個別的財産制の原則を貫く現行民法において、合有なる観念を認めることは困難であり、その性格は、基本的には249条以下に規定する共有と、その性格を異にするものではないと解するのが相当である。しかしながら、相続開始後遺産分割前に、本来の相続財産が処分されるなどしてその代償たる財産が生じた場合、これをも本来の相続財産と同一性あるものとして、相続財産とみるかどうかは、右共有説に立脚したからといっ

## 相続財産の代償物および代償請求権を遺産分割の対象とすることの可否

て当然に否定されるものではなく、また、民法の規定からも文理上当然にこれを否定しているとは解されないのであって、結局、この問題は、現行法とりわけ遺産分割に関する諸規定からうかがえる遺産分割制度の趣旨などから合目的に決すべきであると解するのが相当である。

そこで、民法の遺産分割に関する諸規定をみてるに、分割の基準に関する906条、遡及効を規定する909条、担保責任に関する912条の法意や規定の内容に照らすと、遺産分割は通常の共有物の分割と異なり、相続財産を全体的に把握したうえで、これを共同相続人間に再分配する制度であるということが出来る。しかして、民法がかような制度をもうけたのは、相続財産が個々に分割されるのを避け、各相続人に存する事情をも考慮したうえで、遺産を適正且つ合理的に配分することをめざしたからにほかならない。してみると、相続開始後に本来の相続財産に代償物が生じ、それが遺産分割時に存在するとすれば、代償物が生ずるに至った原因が相続財産の一部分割とみられるなど特別の事情が存しない限りは、その性質の許す限り、これを相続財産とみて遺産分割の対象財産に含ませるのが、より衡平で妥当な分割を可能にし、遺産分割制度の趣旨にそうものと解せられる。

そこで、次に、Xが相続財産であることの確認を求める個々の物件等が右代償財産といいうるかを検討する。

### 1 目録5-1、5-2の土地について

同土地は、Yが目録4ないし6の農地の賃貸借契約をXに無断で合意解約した際、その離作補償として譲り受けたものであること、その合意解約及び譲り受けが農地法上の手続きを経てなされ、同土地につきY名義で所有権移転登記がなされていることは当事者に争いが無いところ、同土地の農地賃貸借権がAの本来の相続財産に属することは、前叙のとおりである。そして、共同相続人であるXに無断で解約がなされた点については、Xが、昭和51年12月7日、大阪家庭裁判所における……遺産分割調停事件の調停期日において追認の意思表示をしたことはYが明らかに争わないからこれを自白したものとみなすべく、そうだとすれば、右解約は遡って有効と認められるところ、これを一部分割とみるなど特段の事情は認め難い。そうすると、離作補償の趣旨の中にYの耕作という事実が考慮されていたとしても、そのことは遺産分割の際に斟酌され

るべき事柄にとどまるのであって、右目録5-1、5-2の土地は、本来の相続財産である右賃借権の代償たる財産とすることができる。

## 2 代償財産(請求権)について

Xの主張は、……要するに、Yは本来の相続財産である目録7ないし19の土地に対する農地賃借権を消滅させてその対価を利得し、損害を与えたから、Yに対する右対価相当額の請求権が代償財産であるというのである。

しかしながら、……Yが右対価全額をすでに利得しているというのであるから、X・Y間で、事前に右利得分をYにおいて保管し、これを後日遺産分割の対象とする旨の合意をしているなど特別の事情が存しない限り、もはやXのYに対する自己の持分についての、実体法上の請求権が残存するにすぎず、遺産分割手続において、右Yの利得を事実上考慮するのは格別、Xが主張するように、Yの利得額全額に対し、あたかも相続財産に法主体を認めるかのような代償請求権なる概念をもうけ、これを相続財産ということは現行法のもとにおいてはできないというべきである。

## 【研 究】

### 1. 問題の所在

(1) 遺産分割をするためには、その前提として、分割の対象が、さらにそのそれぞれについて価額が確定されなければならない。

相続の開始によって共同相続人の共同所有関係におかれた相続財産は、遺産分割に至る時の経過によって価値の変動をもたらしことともさることながら、共同相続人の一部または第三者によって処分されたり、滅失毀損したりすることがある。このような場合に処分され、滅失毀損した部分は、遺産分割の対象となしえない。一方における相続財産の減少は、他方において、相続財産の処分が、あるいは共同相続人の財産取得者に対する代金債権を、あるいはその代金を受領した共同相続人に対する不当利得返還請求権を生ぜしめ、またその滅失毀損が、あるいは共同相続人の滅失毀損者に対する損害賠償請求権を、あるいは賠償金を受領した共同相続人に対する不当利得返還請求権を生ぜしめる。たしかに、これ

らの諸権利は、相続開始時に被相続人から承継したものでなく、純粹に相続財産を構成するものではない。

しかし、これらの諸権利は、いまだ分割しないで共同相続人の共同所有関係にある相続財産の処分、滅失毀損などによって生じたものであり、相続財産を構成する既存の権利とは異なるものの、既存の権利の姿を変えたものであり、またこれらの権利者、あるいは義務者のいずれかが、その相続財産の共同相続人であるところから、これらのいわゆる代償財産も遺産分割時に存在する場合には、これを本来の相続財産と同一性あるものとみて遺産分割の対象財産に含ましめることができるかどうか。また、本来の相続財産との同一性ないしは近似性をどの限度において承認すべきなのかが問題となる。

本判決は、本来の相続財産である農地賃借権を合意解約した際の離作補償として取得した農地所有権（現存する代償物）については、本来の相続財産との同一性を認め、同じく本来の相続財産である農地賃借権を合意解約して、離作補償料を受領したがために生じている、また本来の相続財産である農地所有権を他に売却して、代金を受領したがために生じているXのYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権については、その同一性を否定した。

(2) 相続の開始によって被相続人に属していた権利・義務は、相続人に承継されるが、相続人が数人ある場合における相続財産の遺産分割までの承継形態である共同所有関係は、共有なのか合有なのか、古くから論ぜられ、また共有であり、あるいは合有であると解しても、いかなる共有であり合有であるのかについて、見解の分かれを示しているところである。その見解の分かれは、単に、物権法上の共有と複数の財産からなる相続財産について共同相続人が共同所有しているという相続法上の共有との違いから導かれる純法理的構成の相違に起因するというよりは、むしろ、相続財産には共同相続人に帰属していながら、たお、共同相続人の財産とは相対的独自性を認めざるをえないこととあいまって、その共同所有関係が相続開始時から遺産分割までの暫定的性格ないし過渡的性格を有しており、したがって相続財産の共同所有関係の法的性格づけは、この関係を終了せしめる遺産分割の合目的的で適正な遂行にとって理論上有意義なものであること、少なくとも理論上その障害になら

ないこと、さらには、相続開始時から遺産分割までの過渡期において、共同相続人と相続財産をめぐって登場する第三者との間、また相続債権者や相続人の債権者と共同相続人との間などにおける利害の調整・較量に支障を来たさないような法技術的概念構成をいかに構築するかをめぐって展開されてきた。

このような遺産共有の性質論をめぐる共有論と合有論の分かれと、代償財産を相続財産とみて遺産分割の対象となしうるか否かの問題との関連が問題となりうる。すなわち、合有論においては、相続財産の共有は分割までの暫定的・法技術的關係であり、相続財産は分割手続の終了するまで包括的な一個の特別財産として把握されるから、遺産に属する財産が分割時までには滅失減少して化体した代償財産は、当然この特別財産に入るべきであると考えられるのに対し、共有論においては、相続財産の共有も本質的には通常の物権的共有と異ならないし、また特別財産なる観念を認めないから、遺産分割前にその一部が滅失し、代償財産に化体したとしても、その代償財産は、相続開始後新たに生じた事由に基づき、共有者たる共同相続人にその相続分に応じて直接帰属する固有財産であるとみると考えられるところから、合有論からは、代償財産も遺産分割の対象となるとの結論が導きだされ、共有論からは、これを否定する結論が導きだされるのではないかという問題である。

周知のごとく、最高裁判所の判例は、一般論として、大審院の見解である共有論を踏襲し、「相続財産の共有（民法898条、旧法1002条）は、民法改正前後を通じ、民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではないと解すべきである」（昭和30年5月31日・民集9巻6号793頁）、「共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法249条以下に規定する共有としての性質を有すると解するのが相当であって」（昭和50年11月7日・民集29巻10号1525頁）との立場をとり、また「共有持分権を有する共同相続人全員によって他に売却された右各土地は遺産分割の対象たる相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割取得すべきものである」（昭和54年2月22日・判例タイムズ395号56頁、判例時報923号77

## 相続財産の代償物および代償請求権を遺産分割の対象とすることの可否

頁)と判示しているところであるが、本判決は、共有説に立脚したからといって代償財産を相続財産とみることが当然に否定されるものでないとし、むしろ代償財産を相続財産とみて遺産分割の対象財産に含ましめることが、遺産の一体的把握のもとでの適正・合理的な配分を実現しようとする遺産分割制度の趣旨にそった衡平妥当な分割が可能になるとしている。

### 2. 代償財産の取扱をめぐる学説および裁判例の状況

(1) 学説 代償財産を遺産分割の対象とすべきであるとする積極説があるのみであるが、遺産共有の法的性格論と代償財産が遺産分割の対象となるか否かの帰結との理論的関連についてこれを肯定的に示唆する見解がある<sup>(1)</sup>。しかし、共有論から当然に代償財産が遺産分割の対象となれないとの結論が導かれるとする立論をしているわけではない。

ところで、学説は、積極説で一本化しているとはいえ、代償財産を遺産分割の対象とすべきであるとする結論に至る思考過程ないし結論への理由づけにおいて軌を一にはしていない。

その一は、物上代位理論からその結論を理由づけるものである<sup>(2)</sup>。遺産たる建物の類焼によって生ずる火災保険金債権がその典型的説明例としてあげられる。本件における損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権も物上代位理論によって同一の結論をうることができる。しかし物上代位理論そのものの論理的帰結として代償財産が遺産分割の対象となるというよりは、むしろその結論に至る思考過程におけるとりわけ総合一体的合目的分割の実現という遺産分割制度の趣旨に対する配慮が結論を決定的なものたらしめているといえる。その思考過程に顕著に見いだしうる実質的理由として、① 遺産分割手続による合理的な遺産の配分、② 民事訴訟手続による負担の回避、③ 共同相続人間の平等の三つがあげられる<sup>(3)</sup>。

その二は、物上代位理論を援用することなく、「代償財産を分割審判から除外することは、合目的な遺産分割ができないだけでなく、遺産に関する相続人間の争いを分割審判後にまで残すことになり、かつ、争いを解決するために、分割審判のほかに、通常の民事訴訟を提起しなければならないという不都合を生ずる。」<sup>(4)</sup>および「もっぱら遺産分割にあたって共同相続人間の衡平を貫くためである。」<sup>(5)</sup>との三つの理由をこれを

肯定する結論の直接的な理由とするものである。

(2) 裁判例 代償財産を遺産分割の対象とすべきであるとする積極説をとるものと消極説を取るものとに分かれている。積極説をとる裁判例が多いが、本件判決のごとく代償物について認めるもの、損害賠償請求権および不当利得返還請求権などいわゆる代償債権ないし代償請求権について承認するものがあり、また代償財産を遺産分割の審理の対象とするにとどめるもの、遺産分割の対象として代償財産そのものを遺産分割分に応じて分割するもの、代償財産を遺産分割の対象とするもの、代償財産を遺産分割の対象とするとしても代償財産を相続分に応じて分配するものもあり、もとよりその理由とするところも一様ではない。

① 代償物ないし代償請求権を遺産分割の対象としている裁判例

(ア) 代償物ないし代償請求権の態様

i) 代償物

高松家庭裁判所観音寺支部昭和36年2月10日審判(家庭裁判月報14巻6号96頁)[判例1]は、遺産に属する漁船・漁具が売却され、その代金で購入された新漁船等を遺産分割の対象としている。

ii) 代償請求権

京都家庭裁判所昭和38年8月2日審判(家庭裁判月報15巻11号124頁)[判例2]および佐賀家庭裁判所昭和40年9月3日審判(家庭裁判月報18巻2号98頁)[判例3]は、遺産である土地の買収代金を、大阪家庭裁判所昭和40年6月28日審判(家庭裁判月報17巻11号125頁)[判例4]、大阪家庭裁判所昭和40年9月27日審判(家庭裁判月報18巻4号98頁)[判例5]および東京家庭裁判所昭和47年11月15日審判(家庭裁判月報25巻9号17頁)[判例6]は、相続人合意の上でなした遺産売却の代金を、福岡家庭裁判所昭和40年10月5日審判(家庭裁判月報18巻5号70頁)[判例7]は、相続人の一人が横領している代償債権…借地権返還代償金、建物の変形した家屋移転補償金を、東京高等裁判所昭和39年10月21日決定(家庭裁判月報17巻3号43頁)[判例8]、大阪家庭裁判所昭和41年10月4日審判(家庭裁判月報19巻6号64頁)[判例9]、神戸家庭裁判所姫路支部昭和44年3月29日審判(家庭裁判月報21巻11号144頁)[判例10]、大阪高等裁判所昭和47年9月7日審判(家庭裁判月報25巻6号128頁)[判例11]および神戸家庭裁判所尼崎支部昭和50年5月30日審判(家庭裁判月報28巻



相続財産の代償物および代償請求権を遺産分割の対象とすることの可否

5号38頁) [判例12] は、相続人の一人による遺産の勝手な処分により、その対価として生じた売買代金ないしそれを受領した相続人に対する損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を、大阪家庭裁判所昭和40年11月4日審判(家庭裁判月報18巻4号104頁) [判例13] は、相続人の一人が、遺産に属する家屋を附合により取得し、遺産を滅失させたことにより、他の相続人に生じた損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権をそれぞれ遺産分割の対象としている。

(イ) 代償物ないし代償請求権を遺産分割の対象とする根拠・理由

代償財産が遺産に代わるべきものであるとするもの([判例5])、遺産の変形したものにほかならないとするもの([判例6]・[判例7])、代償請求権が遺産に準ずべきものとするもの([判例10]・[判例13])、遺産分割手続に遺産にまつわる財産問題の一括解決を求める社会意識(代償請求権を遺産分割の対象から除くというようなことは思いも及ばない)を考慮すべしとするもの([判例13])、相続人間の衡平を考慮してとするもの([判例1]・[判例13])および家事審判規則107条の換価代金と同様に考えるもの([判例4]・[判例6])がある。

② 代償物ないし代償請求権を遺産分割の対象としていない裁判例

(ア) 代償物ないし代償請求権の態様

東京家庭裁判所昭和34年9月14日審判(家庭裁判月報11巻12号109頁) [判例14] は、相続人の一部によってなされた遺産たる不動産の処分による遺産をめぐる法律関係を、高松高等裁判所昭和36年1月8日決定(家庭裁判月報14巻7号62頁) [判例15] は、相続人の一人による家屋の取り壊し、および相続財産たる農地への耕作権設定により生じた損害賠償請求権を、神戸家庭裁判所明石支部昭和40年2月6日審判(家庭裁判月報17巻8号48頁) [判例16] は、遺産である預金を引出し費消した相続人に対する他の相続人の損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を、高知家庭裁判所須崎支部昭和40年3月31日審判(家庭裁判月報17巻9号78頁) [判例17] は、遺産である立木が相続欠格者によって売却され、費消された代金債権を、福井家庭裁判所昭和40年8月17日審判(家庭裁判月報18巻1号87頁) [判例18] は、相続人の一人によって費消された遺産に属する現金・保有米を、東京家庭裁判所昭和44年2月24日審判(家庭裁判月報21巻8号107頁) [判例19] は、相続人の一人がした遺産の売却処

分に関し発生した損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を、それぞれ遺産分割審判とは、別個に民事訴訟において処理すべきであるとしている。

(イ) 代償物ないし代償請求権を遺産分割の対象としない根拠・理由

これらの法律関係は、終局的には訴訟手続で確定するものであるからとするもの([判例14]・[判例16])、相続開始後生じた固有の債権であり、被相続人から承継された相続財産ということはできないからとするもの([判例15])、代金が別個保管されていれば、遺産分割の対象になるが、費消されてしまっているようなときには、遺産分割とは、別個に処理すべきであるとするもの([判例17])、遺産分割制度は、清算的要素を含まないからとするもの([判例14]・[判例18])がある。

### 3. 本判決の検討

(1) 代償財産の変形相続財産性 本判決は、X、Yが相続したAのB、Cに対する農地賃借権を、YがXの同意をうることなく(後にXは追認)消滅せしめ、B、Cから離作補償として譲り受けた農地を相続財産である農地賃借権と同一性あるものとして、遺産分割の対象としているが、代償物を遺産分割の対象財産に含ませる根拠として「衡平で妥当な分割」を可能にすること、すなわちこのような扱いが遺産分割制度の趣旨にそうことをあげていることは、その実質的理由づけとして妥当なものと解される。

ただし、この判決は、同時に相続財産たる農地賃借権と同一性あるものとして遺産分割の対象財産として扱いうる限界について、「遺産分割時において代償物が存在する限り」と判断している。すなわち、農地賃借権の代償財産として農地が現存する限りにおいて、それがXの主位的請求である相続財産に属することを確認している。したがって、Yが離作補償として譲り受けた農地をさらに他の農地と交換し、これが処分されることなく存在している限り、また譲り受けた農地が売却処分されても、その対価で他の土地なり建物なりに買い換えられたという場合であっても、買い換えた物が現存する限り、なお相続財産との同一性があるものとして遺産分割の対象財産として扱うことになるのか、その同一性を直接性の限度にとどめるべきか、代替性を間接性にまで拡張しうるのであるのかの問題が残されている。

相続財産の代償物および代償請求権を遺産分割の対象とすることの可否

残されている。

本判決は、すでに摘示した多くの審判例が相続財産の処分者に対する他の共同相続人の損害賠償請求権ないしは不当利得返還請求権を代償請求権と構成もしくは表現し、これを遺産分割の対象財産に含める取り扱いをしているのに対して、「Yの利得額全額に対し、あたかも相続財産に法主体性を認めるかのような代償請求権なる概念をもうけ、これを相続財産ということは現行法のもとにおいてはできないというべきである。」と判示しているところは、評者の論難するところである。代償請求権なる言葉の使用の当否については、かねてから問題が提起されていたところであるが<sup>6)</sup>、「代償財産の遺産帰属性の問題は、まさにこの点の処理如何に集約される」<sup>7)</sup>のであり、代償請求権なる言葉によって妥当衡平な遺産分割をはかるべきことが考慮されているとしても、本判決が例示するごとく相続財産に法主体性を認めることになる概念と捉える必要がないように思われる。

(2) 事案処理の妥当性 本件では、Aについての相続開始が昭和32年であり、Y (Aの養男) がAの農業経営を受け継ぎ、その経営の過程でX (Aの養女) に無断でYによって相続財産のほとんどが相次いで他の財産に化体し、最終的には昭和53年にYのF農協に対する債務の代物弁済にあてられ、これらの代償財産が高額で処分され、かなり多額の清算金をYが受領するに至るという事情を背景としてXから昭和51年に遺産分割の調停が申し立てられたということがうかがわれる。

本判決は、YがXに無断で相続財産を処分し、その対価を受領したまままでいることによってXがYに対して有する処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求権については、特別の事情がない限り、これを相続財産ということはできないとして、Xの相続財産に属するとの確認請求をしりぞけ、Xの予備的請求である処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求をいれている。

一般論としては、相続財産をXに無断で処分したところによってYに対する処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求権を代償請求権と構成して遺産分割の対象財産に取り込むことが相続財産をめぐる財産関係の総合的・統一的・一括的な解決の実現ならびにXY各共同相続人間の実質的な遺産の妥当合理的配分を実現せしめることとな

る。しかし、本事案においては、すでに遺産分割の対象財産に属するか否かが遺産分割調停で争われており、本件民事訴訟において、処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求権を代償請求権と構成して遺産分割の対象財産に取り込んでも再び取り込まれた代償請求権の分割が遺産分割審判なりで争われることになり、問題の処理を後に押しやることになろう。帰するところ、そのすべてを遺産分割の対象財産に取り込んでも、これを構成するものは、Yの行為によって相続財産から化体した代償物と遺産として特段の個性を持たない金銭債権におきかえられる処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求権である。代償物は、Yが経営している農地であるとすれば、その農地の非経営者であるXへの分割がはたして遺産の妥当合理的配分になるかは疑問であり、むしろXにとっては、Yの行為を追認することによって、早期に処分対価相当額のXの持分についての不当利得返還請求権を本件判決の事案の処理のごとく、現実的な金銭給付に転じたことがベターであったとみることができよう。

本件判決の評釈として、高木多喜男・判例時報1133号189頁(判例評論311号27頁)、右近健男・判例タイムズ551号(季刊・民事法研究No.7)303頁および林正彦・家庭裁判月報37巻7号103頁がある。

## [註]

- (1) 岡垣学・田中弘「遺産をめぐる若干の問題」判例タイムズ141号37頁。篠清「分割前の遺産の処分と滅失」小山昇 他 編・遺産分割の研究231頁。宮井忠夫「注釈民法(25)谷口知平 編」125頁・127頁。中川良延「遺産分割前になされた遺産の処分」山島正男 他 編・演習民法(親族・相続)486頁。久貴忠彦「民法講義8・泉久雄 他 編」163頁。田中優「判例コンメンタール7民法V・島津一郎 編」220頁。加藤一郎「遺産の管理」谷口知平 他 編(新版・民法演習5)148頁。
- (2) 於保不二雄「共同における遺産の管理」家族法大系VII98頁。岡垣学・田中弘・前掲38頁。中川善之助・泉久雄「相続法(新版)」294頁。谷口知平「注釈民法(25)谷口知平 編」249頁。渡瀬勲「判例を中心とした遺産分割の方法に関する問題」実務民事訴訟法講座7 321頁以下。家事審判官会同概要・家庭裁判月報21巻2号39頁。谷口知平「遺産の分割」谷

相続財産の代償物および代償請求権を遺産分割の対象とすることの可否

口知平 他 編・新民法演習5 241頁以下。高木多喜男「分離財産・代償財産と遺産分割」現代私法学の課題と展望(上)224頁以下、なお、同223頁以下は、物上代位の法理をして「遺産分割対象財産に属していた財産の価値変形物を(非分割対象財産に流出せしめないで)この財産団(遺産分割対象財産)に留めるための法理(筆者記入)」として機能するものとしてとらえる。

- (3) 高木多喜男・前掲221頁以下、高木多喜男「代償財産の遺産への帰属」家族法の理論と実務(別冊判例タイムズ8号)334頁。
- (4) 加藤一郎・前掲148頁。
- (5) 篠清・前掲238頁。同旨、岡垣学「家事審判法講座第2巻相続関係」91頁。久貴忠彦・前掲164頁。
- (6) 渡瀬勲・前掲322頁。家事審判官会同概要・前掲38頁以下。
- (7) 林正彦・家庭裁判月報37巻7号112頁。

北星学園大学経済学部北星論集第23号正誤表

頁	誤	正
126	(本文27行目) 資源の回復におて効用	資源の回復にお <u>い</u> て効用
131	(注 5行目) (Homewood, <u>I rwin</u> )	(Homewood, <u>Irwin</u> )
131	(注 16行目) Achilles G. <u>theodorson</u>	Achilles G. <u>Theodorson</u>
249	(本文1行目) 残されている。	削 除
裏表紙 (欧文目次)	(目次15行目) Shose <u>ke</u>	Shos <u>u</u> ke